

★市からのお知らせ

市政運営

東村山警察署との児童虐待の未然防止等に関する協定の締結

5月17日、東村山警察署と東村山市は「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」を締結しました。

東村山警察署と市は、「要保護児童対策地域協議会」において児童虐待に関する情報共有等を行っています。今回の協定は、さらなる児童虐待の未然防止と早期発見を目的としたものです。

児童虐待に対する取り組みは、市民の皆さんや各関係機関との連携が不可欠です。本協定により警察と行政の連携を強化し、一人でも多くの子どもを救うことができます。よう、引き続き努めていきます。



中根署長と渡部市長

補助・貸付

子ども家庭支援センター

「住宅用太陽光発電システム」「住宅用省エネルギー機器」設置費の補助

地球温暖化防止対策の推進のため、次の①②いずれかの

①住宅用太陽光発電システム

設置費用を一部補助します。補助要件申請者が所有し、居住している住宅の屋根等に、未使用の「住宅用太陽光発電システム(最大出力値2kW以上)」を平成28年10月1日～29年9月30日に設置したかた補助金額1kWあたり3万円(上限10万円)

②住宅用省エネルギー機器

補助要件申請者が居住している住宅に、未使用の補助対象機器を平成28年10月1日～29年9月30日に設置したかた補助対象機器・補助上限額

- CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 2万5千円
○潜熱回収型給湯器 1万5千円
○ガス発電給湯器 2万5千円

○家庭用燃料電池 5万円

①・②共通事項

申7月3日(月)～10月31日(火)に直接環境・住宅課(北庁舎1階)へ
※予算の範囲内での補助となるため、申請額満額を交付できない場合があります。
※応募者多数の場合は公開抽選を行います。

環境・住宅課

私立幼稚園等に通園している園児がいるご家庭への補助金

就園奨励費

人市内在住の3～5歳児を私立幼稚園へ通園させているご家庭で、世帯の市民税額が基準範囲内のかた(子ども・子育て支援新制度に移行した園は対象外)

保護者補助金

人市内在住の3～5歳児を私立幼稚園、又は認定こども園のいずれかに通園させている保護者(認定こども園2号児は対象外)

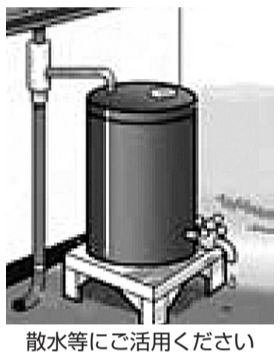
環境

雨水貯留・浸透施設の設置にご協力ください

都市型水害の軽減や地下水のかん養を目的に、雨水貯留・浸透施設の助成事業を行っています。特に前川流域を「雨水流出抑制重点地域」に指定し、この地域で貯留・浸透施設を設置する場合は、補助率等の拡充を行っています。

※1千円未満切り捨て
※設置工事金額から助成金額を除いた額が自己負担額です。
助成金額計算方法
雨水流出抑制重点地域内
標準工事単価×設置数量×0.9
助成金額(上限10万円)
※平成33年3月までに設置した場合に限ります。

(例) 200ℓ貯留槽1基の助成金額
○11万100円×1基×0.9≒9万9千円
※自己負担額1万1千100円
雨水流出抑制重点地域外
標準工事単価×設置数量×0.75
助成金額(上限7万円)
(例) 雨水流出抑制重点地域外で250mm浸透ます3基の助成金額
○2万3千700円×3基×0.75≒5万3千円



散水等にご活用ください

※自己負担額1万8千100円
※現場の状況で費用が変わるほか、地域に適した補助対象の方式(貯留・浸透)が指定されます。工事の際は各指定下水道工事店にご確認ください。

地下水道課

福祉

地域包括ケア推進計画周知活動「出張講座」

年を重ねて高齢になっても、住み慣れた地域で自分らしく

生活し続けるためには、高齢者自身や地域住民がさまざまな「担い手」として活躍できる仕組み作りが必要です。皆さんのもとに出向き、介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険事業について、分かりやすく伝える講座を行います。

意見交換や質疑応答の時間もありますので、皆さんの思いを届けてください。
人市内で活動するおむね5名以上の住民団体など
※日程・場所等ご希望に沿

えない場合もあります。
高年齢介護課

土地・家屋調査にご協力ください

平成30年度の固定資産税・都市計画税を賦課するための土地・家屋調査を実施しています。土地の調査は現況地目の利用状況等を調査し、家屋の調査は適正な評価額を算出するために、29年中に新築・増築

した建物の外回りおよび内部を調査します。調査には身分証明書を携帯した市の職員が直接伺います。なお、29年中に建物の全部、又は一部を取り壊した場合は、30年度の税額が変わりますので、お問い合わせください。

※調査に伴う物品の販売やあつせん等は一切行っていません。
課税課

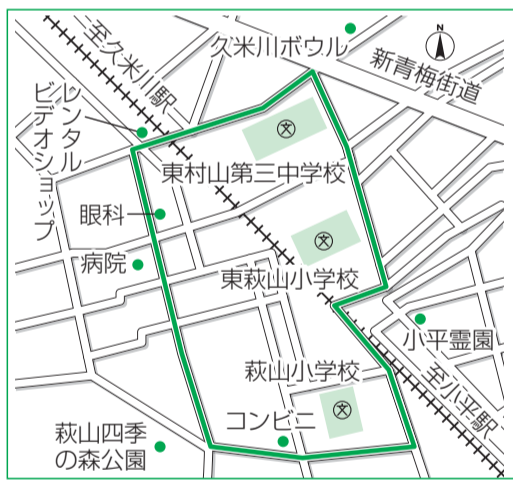
知っていますか「ゾーン30」

東村山警察署交通課 (☎393-0110)、市・地域安全課

現在、富士見町の一部が「ゾーン30」区域として指定されており、市内2か所目として萩山町の一部が同区域に設定されました。

「ゾーン30」とは、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つです。

幹線道路等で囲まれた住居地域において、個々の道路ごとに速度規制をするのではなく、区域内すべての道路の最高速度を30kmに制限することで、区域内全体の安全を確保します。また、区域内にさまざまな他の安全対策を組み合わせることで、ゾーン内の車両の走行速度や通り抜けを抑制します。



ゾーン入口対策

「ゾーン30」の入口には、速度規制標識とシンボルマーク看板があります。また、ゾーンが分かりやすいように、路面に表示がされています。

シンボルマークと標識



路面の表示



区域内対策

減速マークや交差点の強調表示、路側帯のカラー舗装等により運転者への注意喚起をし、区域内の走行速度を時速30km以下に抑える対策を推進します。

交差点の強調表示



減速マーク

